

写

令和4年度

工事現地監査結果報告書

諏訪市監査委員

令 4 諷 監 第 2 8 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

諷 訪 市 長 金 子 ゆ かり 様

諷 訪 市 議 会 議 長 吉 澤 美 樹 郎 様

諷 訪 市 監 査 委 員 中 澤 芳 雄

諷 訪 市 監 査 委 員 伊 藤 浩 平

令和 4 年 度 工 事 現 地 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定により、別紙のとおり工事現地監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による臨時(工事)監査

2 監査の実施期日及び対象とした工事の名称

期 日	監査の対象とした工事の名称
11月25日(金)	令和3年度 補助事業(改築) (仮称)諏訪湖スマートIC アクセス工事 3工区

※技術調査委託期間 令和4年10月11日～令和5年3月31日

3 監査の目的

監査の対象とした工事の計画、設計、積算、入札、契約、施工監理、施工監督、施工状況、安全管理、工程などの各段階における実施態様が適正であるかについて、実地に検分することを目的とした。

4 監査の方法

技術調査業務委託契約を締結した協同組合 総合技術士連合 より技術士の派遣を求め、監査委員による現場での実査、立会、確認に当該技術士が同行し、監査対象工事の計画、設計、積算、入札、契約、施工監理、施工監督、施工状況、安全管理、工程などの各段階における技術的事項の実施態様について、専門的見地からの意見及び調査結果報告書提出を求めた上で、総合的な判断を加え、監査を実施した。

5 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見) 中澤 芳雄

諏訪市監査委員(議選) 伊藤 浩平

6 派遣技術士の氏名等

協同組合 総合技術士連合 技術士 藤原 敏

7 所管課所名

建設部 建設課

8 監査の結果

工事現地監査を実施した結果、工事関係書類は良好に整備されていた。工事施工状況については、概ね順調に工事が進捗しているものと認めた。

9 監査意見

監査における意見については以下のとおりである。

(1) 監査の対象とした工事の概要

- ・工事場所 諏訪市 豊田有賀 地内
- ・工事内容 道路整備工事業
 - 道路築造工 L=115.4m W=6.5(7.5)m
 - 逆 T 型擁壁 H=2.6m～8.4m L=57.5m
 - 鉄筋挿入工 L=5.0m N=27 本
 - 車道舗装工 A=592 m²
 - 側溝工 L= 57m
- ・設計 株式会社長野技研
- ・管理者 (公財)長野県建設技術センター
- ・請負業者 スワテック建設株式会社
- ・契約金額 当初: 87,780,000 円(設計額: 88,539,000 円)
変更:101,332,000 円(設計額:102,212,000 円)
- ・落札率 99. 14%
- ・工事進捗状況 90%(令和 4 年 11 月 25 日現在)
- ・工事監督員 建設課 工事係 長谷 亮祐

(2) 監査内容

①事業経緯・計画について

諏訪湖サービスエリアにスマート IC を整備することにより、観光資源、産業資源へのアクセス性の格段の向上、地域道路や既存 IC の渋滞緩和が望め、観光客の増加、産業のさらなる発展、生活環境の確保、災害時・緊急時の重要輸送路の確保など、将来の大きな地域活性化が期待されている。本工事は、そのアプローチ道路として道路築造工、逆T擁壁工、道路舗装工などを実施するものである。

②技術士調査所見

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査等に基づき、契約、設計、積算、施工等の各過程における技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に関する回答(口頭及び資料による)は必要十分であり、今回調査の範囲においては、擁壁工種の選定に関して今後注意すべき点も見受けられたが、全体的に概ね適切に実施されていると認められる。

調査した事項のうち、主な内容の要点を各項に示し、注意、要望、検討を要する点についてはそれぞれの項に記すものとする。

③書類監査

工事関係書類の提示を求め、計画、設計、積算、契約、施工管理、試験・検査等の技術的事項について関係者に質疑し、回答を求めた結果、記載内容、資料整備、各項目での整合性は保たれており、書類整理の観点からは問題とすべき点は認められなかった。

④契約

本工事の入札方式は、予定価格、最低制限価格を事後公表する一般競争入札であり、6社入札の結果、第1回目の入札でスワテック建設(株)が79,800,000円で落札率99.14%と高率ではあるが落札しており、入札経過書は適切に作成されていた。

⑤設計

今回は工事費の過半数を占める擁壁工の設計、積算、施工について重点的に調査した。本工事の擁壁の形式は逆T擁壁であるが、経済性、工期短縮の観点からプレキャストコンクリートブロックをクレーンで積み上げて組み立てる工法が採用されている。

本工事で採用されたプレキャストブロック式擁壁は、10mを超えない範囲において、現場打ち鉄筋コンクリート擁壁と同等の構造性能を有していることが証明されており、一般的な設計条件・設計手法に従って設計される、土圧あるいは土圧と上載荷重を同時に支持する擁壁として使用する範囲に収まっていると認められる。

一方、擁壁の工法選定は、現場打ち逆T擁壁、プレキャストブロック式擁壁、補強土及び軽量材を用いた擁壁の3工法を比較し、構造安定性、経済性、耐久性、施工性を総合評価し、最も総合点数の高かったプレキャストブロック式擁壁を採用することとしている。しかしながら、3工法比較のうち経済性を評価するための工事費について、それぞれ延長10mあたりの工事費を算出して比較しているが、プレキャストブロック式擁壁の工事費の算出過程において、土工費と基礎工費が7.5mあたりで算出しているのに誤って10mあたりとしたため、本来の概算工事費より低い結果となっていた。仮に、正しく10mあたりに換算しても、比較すべき現場打ち擁壁の経済性評価もプレキャストブロック式擁壁の経済性評価と同等としていたことから、評価結果は変わらなかったと認められる。

この種の誤りはよくあることだが、場合によっては工法選定が変わる可能性もあるので、今後の工種選定においても同様の錯誤を見落とさないように審査体制をより一層充実させることを要望する。

⑥施工

本工事の擁壁の施工については、現場監査の時点ですでに90%できていることから、擁壁の安定上重要な役割を担う擁壁底版や杭頭部の施工状況は直接確認できなかった。しかし、現場事務所のパソコンに保存されていた工事写真において、底版鉄筋や杭等処理の施工状況を確認した限りにおいて、特に問題となるところはなかった。

現場の環境対策としては、振動、騒音、排出ガス等に配慮した建設機械を採用していた。

また、工事現場において分かり易い場所に設置すべき各種許可証掲示板、安全掲示板等が事務所入り口付近に掲示されていたので、もう少し道路側に設置し通行人に認識しやすい場所に設置したほうが適切と思われる。

(3)まとめ

今回の工事現地監査において、工事関係書類や現場写真等はきちんと整備され、特に問題は見受けられなかったが、設計にあたり工法選定に関する審査体制の一層の充実を求めたい。

本工事の工区は、ほとんど完成しているが、他工区も含め未施工工種もあることから、スマートICの予定通りの開通に向けて、すでに実践されている安全管理、工程管理のより一層の充実を図り、引き続き安全第一の姿勢で、無事故・無災害で竣工することが望まれる。